

る。

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県税条例第七号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「及び法人税割」を削り、「施設の所在地」の下に、「法人税割にあつては県内の主たる事務所若しくは事業所又は法人課税信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。)

の信託事務を行う主たる事務所若しくは事業所の所在地」を加え、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「事業所」の下に「又は法人課税信託の信託事務を行う主たる事務所若しくは事業所」を加える。

第二十条第四項中「均等割額」の下に、「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第二十条第二項中「本節」を「この節」に、「行なうもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行なう事務所」を「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」に改め、同条第三項中「昭和四十年法律第三十四号」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第四項中「一定が」を「定めがしに」、「行なう」を「行う」に改め、「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改める。

第三十一条の十五第二項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第三十二条第二項第二号中「及び第三号」を削り、同号イ中「第七十一条の二十四の七第六項各号」を「第七十一条の二十四の七第五項各号」に改め、「みなされるもの」の下に、「第四項に規定するみなし課税法人」を加え、「第一条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「

いう。」の下に「又は法人課税信託の引受け」を加え、同条七次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人(以下この節において「みなし課税法人」という。)

第三十二条の四第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「の各特定信託の各計算期間の所得は同条第七項の規定により、前項第三号」を削る。

第三十三条第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)

並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号エを削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額

第三十三条第四項を同条第三項とする。

第三十四条第一項中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改める。

第三十四条の二第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

第三十六条の八中「事業者(同法)を「事業者(消費税法)に改め、「免除される事業者」の下に、「(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。)

」を加える。

附則第三条の二を附則第三条の次に次の一条を加える。

(公益信託に係る課税の特例)

第三条の二 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託(法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。))は、法人課税信託に該当しないものとする。

しくは特定投資信託(法人税法第二十九条の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。)

」を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第一条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)

」の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同条第二号中「特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第六条第三項中「附則第三条の二第二項の一」を「附則第三条の二第二項の一に、

」附則第三条の二第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

附則第七条の二中「当該期間に終了する各特定信託の各計算期間分の法人税割」を削る。

附則第七条の三第一項中「各連結事業年度分又は各特定信託の各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改め、同条第五項中「第八十一条の八第一項(同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)

」を削り、「第四百四十五条の十二」を「第四百四十五条の五」に改める。

附則第七条の三の二を次のように改める。

附則第七條の三の二 附則第七條の三の二を次のように改める。

附則第七條の三の二 附則第七條の三の二を次のように改める。

附則第七條の三の二 附則第七條の三の二を次のように改める。

附則第七條の三の二 附則第七條の三の二を次のように改める。

附則第七條の三の二 附則第七條の三の二を次のように改める。

第十五条 租税条約が租税条約実施特例法第五条の三第一項に規定する住民税についても適用がある場合において、県民税の所得割の納税義務者が支払った又は控除される

保険料(同法第五条の二第二項に規定する保険料をいう。)については、法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第二十六條の四第二項の規定は、前項の納税義務者(同条第一項及び法第四十五條の二第二項の規定によつて第二十六條の四第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の三の二及び第十四条の四第一項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定 公布の日
- 二 附則第十二条の二の改正規定 平成二十年四月一日
- 三 第三十一条の十五の改正規定及び第三十二条第一項第一号の改正規定(第二十一条第十九項を「第二十一条第十二項」に改める部分に限る。) 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)

第二条 改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)第八条、第二十条、第三十二条、第三十二条の四、第三十三条及び第三十六条の八並びに附則第二条の二、第七

条の二及び第七条の三の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第三十一条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三十二条第一項に規定する新法信託とされた信託(以下この項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあつては同日前に遺言がされたもの)を含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

2 新条例附則第五条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後

に同条に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に改正前の奈良県税条例附則第五条に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第八号

奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

奈良県警察本部の組織に関する条例(昭和十九年八月奈良県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

八 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための奈良県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第九号

政治倫理の確立のための奈良県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための奈良県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年十月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第五号とし、同項第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例中第二十一条第四号の改正規定及び次項の規定は平成十九年十月一日から、その他の改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための奈良県議会の議員の資産等の公開に関する条例第二十一条第四号の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第九号)附則第二条第十号に規定する旧郵便貯金(同法附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。